

<研究ノート>複数のオキナワ・アイデンティティ：沖縄県南大東島の事例

進, 尚子

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究 / 沖縄文化研究

(巻 / Volume)

44

(開始ページ / Start Page)

211

(終了ページ / End Page)

241

(発行年 / Year)

2017-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00013800>

複数のオキナワ・アイデンティティ

—— 沖縄県南大東島の事例

進 尚 子

【凡例】

- ・ 本論文における琉球、沖縄の表記については、琉球処分前後で地域全体を琉球、沖縄と分けて使用し、沖縄本島を表す場合は沖縄島を使用する。
- ・ 大東諸島は南大東島、北大東島、沖大東島（無人島）で構成されており、行政区分は南大東島が南大東村、北大東島と沖大東島が北大東村となっているが、開拓史を共有する歴史的背景から、区別を要さない文脈では南北大東島を使用する。また島民についても同様に南北大東島島民を使用する。

はじめに

オキナワ・アイデンティティという言葉が使われるとき、それは沖縄の独自性を強調することを目的一つとしている。また、この言葉は「日本本土」との違いという意図をも内包している。沖縄の独自性は琉球処分以降、日本本土との同化を目指す人々によつて、その存在をかき消されようとしてきた。それにもかかわらず、日本本土との差別や格差が解消されない状況によつてむしろ違いが際立ち、同化を追求することに疑問を持つ者も生み出してきた。沖縄の人々は綾部恒雄が定義するエスニック・グループ、つまり「国民国家の枠組のなかで、他の同種の集団との相互行為的状況下でありながら、なお、固有の伝統文化と我々意識を共有している人々による集団」¹であると考えられる。移民や日本本土への出稼ぎが長きにわたつて行われたことで、多くの沖縄の人々が他者との違いを認識する機会があつた。沖縄を出た先での経験は、マイノリティとして自らのアイデンティティを強く意識させたと考えられる。

アイデンティティをいう言葉を提唱したエリク・ホーンブルガー・エリクソンは、青年期に行われるアイデンティティ統合の感覚を「内的な不変性と連続性を維持する各個人の能力（心理的意味での個人の自我）が他者に対する自己の意味の不変性と連続性とに合致する経験から生まれた自信」²と位置づけている。「これこそが本当の自分だ」という自信の獲得がアイデンティティの獲得と同義なら

ば、その感覚統合の過程の中で、沖縄の独自性に注目するのは必然の流れといえる。東江平之は『沖縄人の意識構造』³のなかで、沖縄人のもっとも顕著な特徴を「確固たる主義信条をもたずにただ強大なものに追従して姑息な存在の維持を希う事大主義」としている。この点は伊波普猷も指摘しているが、伊波がそれを「奴隷根性」⁴と称して払拭を主張する一方で、東江は内面的均衡や自尊心といった自己を否定したことによるダメージを、自己卑下によって軽減するという悪循環であるとしながらも、これを「人間の根強い努力」と捉えている。こうした特徴は中国文化をもとに独自の文化を作り上げていた琉球が、島津氏、日本帝国、そしてアメリカと他文化による侵略を受け続けてきた経験を保有していることを前提とするものである。では、前提に当てはまらない沖縄の人はどうなるか。

琉球、そして沖縄の歴史は現代の沖縄の人々に少なからず影響を与えているが、本当の自分を見つけるために自分自身と向き合う作業においての沖縄とは、それだけに留まらない。個人の出自や経験はもちろん、個人やその祖先がどの時点から、どういう立場でその歴史に参加したのか、しなかったのか。そして引き継いできたものは何か。これらはそれぞれの沖縄を作り上げる。各自が前提とする沖縄が異なる以上、オキナワ・アイデンティティがひとつではないことは自明である。筆者が「沖縄アイデンティティ」ではなく「オキナワ・アイデンティティ」と表記するのもその点を意識したもので、「沖縄」が包含する沖縄県や琉球王国という枠組みを排除する意図を持っている。しかしながら、多くの文脈において、オキナワ・アイデンティティは画一的なものになってしまっている。そこで本

稿においては、複数のオキナワ・アイデンティティに迫るべく、大東諸島の南大東島を取り上げる。離島を取り上げる理由は主に二つある。新川明はその著書の冒頭で、沖繩の人が沖繩以外の日本人と自分達を明確に区別することに対し「このような関係は沖繩内部において沖繩島人と離島のあいだにもほぼ似たような形で重層化してなり立つが、本稿では主として問題を沖繩と日本との関係に絞ってのべる」と注釈をつけている。このように、沖繩研究においては主に日本本土と対峙する沖繩というスタンスがとられ、沖繩の内部にも存在する区別について、認識はされているものの議論されてこなかった。そのため、研究を行う必要性和価値があると考えられる。

また、沖繩独立論が近年いわゆる「居酒屋独立論」から脱し、現実味を持って語られるようになってきた背景には、二〇一四（平成二六）年一月一六日に行われた県知事選挙の影響が大きい。現職に一〇万票もの差をつけて当選した翁長雄志はオール沖繩を掲げ、これまでの保革対立という構図ではなく、「沖繩のアイデンティティ」に訴えかけた。しかし、この翁長のいう沖繩のアイデンティティとはオール沖繩とイコールではない、主に沖繩島のアイデンティティといえるのではないだろうか。この知事選の争点は普天間基地の辺野古移転に対する是非であり、基地問題はまさに地域差がはっきりする問題である。オスプレイ反対運動で全市町村長がオール沖繩として一丸となって反対できたのは、その目的が「オスプレイ配備反対」の一点に絞られており、経済活動に直接影響しない問題だったからとの見方もできる。実際、「在沖米海兵隊の撤退」といった米軍基地の存否に論点を広

げると足並みがそろわなくなる。⁶ 先の県知事選挙では辺野古推進の現職仲井真弘多を推す市町村長も多かった。選挙前にはそうした仲井真派の市町村長らが連名で仲井真支持の新聞折り込み広告を出したほどである。勝利した翁長は、実際には宮古島、八重山諸島をはじめ、南北大東島や渡嘉敷島、座間味島といった離島でことごとく敗北しており、⁷ 総合結果では見えてこない地域差がわかる。そのなかでも特に、明治以降に沖縄県に組み込まれ、無人島であったという沖縄島地域と大きく異なる歴史、文化をもつ大東諸島の事例研究は非常に意義があると考えられる。しかしながら前述のとおり、大東諸島は三島からなっており、その開拓史の起源は同時期であるものの、その後の歴史は異なる点も多いため各島を見ていく必要がある。については本稿はまず、最大の面積と人口を有する南大東島を取り上げる。引き続き、北大東島、沖大東島についても考察し、比較研究することで大東諸島のアイデンティティを示し、複数のオキナワ・アイデンティティ研究に有効な視座を提供する。

一、無人島の開拓

大東諸島は南大東島、北大東島、沖大東島の三島からなる。三島の中心に位置し、最大の島である南大東島は沖縄島から東に約三三〇キロメートルの太平洋にあり、北大東島はその北東八キロメートルに、沖大東島は一六〇キロメートル南方にある。行政区分としては沖縄県島尻郡に所属し、南大東

島が南大東村、北大東島と沖大東島が北大東村となっている。有人島は南大東島、北大東島のみで、沖大東島は全島が民間企業であるラサ工業の私有地であり、かつ米軍の射撃場として使用されているため、一般人の上陸は不可能である。

大東諸島は古来より沖繩の人々の間で、ウファガリジマと呼ばれてその存在が知られていた。北琉球方言でウフは大きい、アガリは東を意味し、沖繩島のはるか東の彼方にある島々であることからそのように呼ばれるようになったと言われている。存在が知られる一方で、珊瑚礁の隆起によって形成された島々はその周囲を断崖絶壁が囲んでいることから上陸が困難であり、長らく無人島であった。地図上では一六三〇年代に欧製地図に南大東島、北大東島のいずれかを指して「アムステルダム (Amsterdam)」と名付けられて出現して以降⁸⁾、一八二〇年になってロシア人ポナフィディンによって「ポロジノ諸島⁹⁾」と名付けられ、この名称が定着したが、諸島の帰属については明確にされておらず未定のままであった。しかし欧米列強のアジア・アフリカに対する領土拡大や、多民族支配の動きが活発になってきたことに危機感を覚えた明治政府は、国際的にその所屬を明確にすべく、一八八五(明治一八)年にウファガリジマを標準語に変えた(南北)大東島を沖繩県に編入した。編入前に行われた踏査の際に出された「大東島巡視要領取調要項の儀に付伺」の第六条が当時の状況を物語る。

第六条 外国人にして同島を占領せしため茲に来て山野を開拓し家屋を構造して居住するもの又は当初漂着せしも既に数年居住し今は同島を彼等が所有と認め其の自国の権を以て応ずる時は先づ其の国人名姓名名渡来の年月日及占領の目的等詳細取調帰県の上具状致し可然哉本条は万一有之間敷議とは存ずれども為念茲に掲出す¹⁰⁾

当時は沖縄の帰属をめぐる清国との争いの最中でもあり、南北大東島の帰属をめぐる同様の争いが起きることを懸念していたことがわかる。実際のところ、運よく誰も居住している形跡がなく、編入の目的が領土主権を巡って他国との摩擦を回避するためだったこともあり、編入後も一九〇〇(明治三三)年に東京の八丈島から開拓移民が入植するまで無人島のままであった。

南北大東島が開拓地として注目されるようになったのは一八九一(明治二四)年に行われた踏査¹¹⁾により島の内部状況や飲料に適する水があること、生息する動植物に関する情報などが知られたことがきっかけである。それにより開墾の願者が多く現れたため、沖縄県は一八九二(明治二五)年に開墾条件と手続きについて書かれた心得書と命令書を下付した。これによると開墾には高額の保証金が必要とされ、相当の資本を持つものでないと開墾事業に乗り出すことは困難な条件であったため、開拓を願したもの資金を調達できず開拓を断念した者もいた。また距離や天候に阻まれ断念する者もあり、開墾出願者七人目にして八丈島出身の玉置半右衛門(一八三八—一九一〇)が三〇年間の無

償借地許可を得て南大東島の開拓に着手することに成功した。その後北大東島も同様に開拓が行われた。この玉置の存在が大東諸島に八丈文化が持ち込まれるきっかけになったのである。

玉置はすでに伊豆諸島の鳥島の開拓事業を手掛けていた実業家で、アホウドリの羽毛を輸出し成功を収めていた。¹³しかし乱獲の影響でアホウドリが激減したことにより捕獲に対して制限が課されるようになったことから、新たな開拓事業先として大東諸島に着目したのである。また、出身地である八丈島は江戸時代より人口増加と食糧不足に苦しみ、年季奉公の奨励や流刑となつて送られてくる流人に妻帯を禁止する、次男三男には住居を持たせないなどの措置がとられていたが、それでも食糧問題が解決しないことから出百姓政策をとることとなつた。¹⁴これはいわゆる移民政策で、人口抑制の切り札とされていたことで、有望な移民先を探す八丈島島民と、開拓のための人手と要していた玉置双方の利益の合致を見たのである。

二、製糖会社による支配

玉置は開拓許可が下りると故郷の八丈島で南北大東島開拓に参加する出稼ぎ人を募集したため、結果として八丈島出身者が開拓移民の多くを占めることとなつた。まず最大の島である南大東島に上陸後、玉置開拓事務所が開かれ、そこを生活拠点として、開拓事業が進められていった。玉置は鳥島で

の経験を活かして開墾地の割り当てや鉄道の敷設、荷揚げ装置の設置などを行う一方で、社会インフラの整備も高い、学校、病院、紙幣の発行を行うなど事業経営を確固たるものにしていった。インフラが整うようになると、次第に家族を呼び寄せたり、八丈島から妻を娶ったりする者が現れ、開拓二年目の一九〇二（明治三五）年には製糖工場が建設されたために沖縄島から初めて一名の労働者も来島した。これが沖縄からの初の労働者導入である。

その後、第一次世界大戦の勃発により日本経済は好景気を迎え、砂糖の価格も急騰すると南大東島への出稼ぎは人気の高い仕事となったこともあり、沖縄を中心に全国から出稼ぎ者が集まってきた。図1の男女比をみると、東京（八丈島）出身者以外は男性が極端に多く、長期の居住ではなく出稼ぎ者であることがわかる。

こうして大正期には人口比で沖縄県出身者が最大を占めるようになったものの、玉置開拓事務所、後の玉置商会で

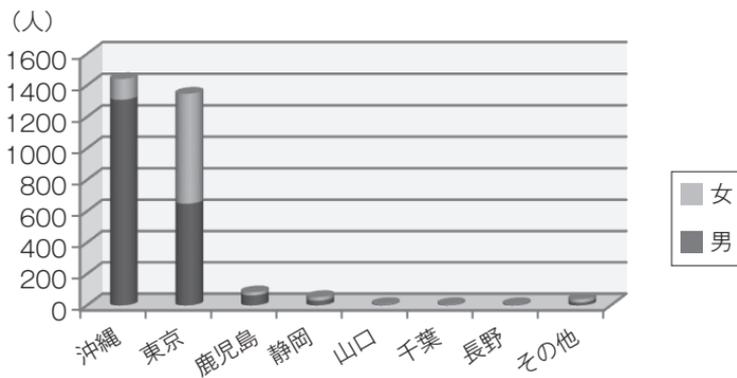


図1：南大東島における出身県別居住者数 1916（大正5）年

（南大東村誌をもとに筆者作成）

事務の指導と監督を担った玉置家の男子三名を筆頭に、職員は八丈島出身者を中心とした日本本土出身者で占められていたため、沖縄県内と同様、日本本土出身者が経済を握り、その下に搾取される労働者（主に沖縄県出身者）が存在するという階層構造が生まれていった。

この階層構造は次のように構成されていた。最上位に位置するのが島を支配する製糖会社の社員で、その下は製糖会社から土地を貸し与えられた「親方」と呼ばれる八丈島出身の小作農たちである。そして最下層は親方に雇われた「仲間」と呼ばれる沖縄島やその他の日本各地からの出稼ぎ農業労働者だった。開拓移民と賃金労働者は明確に区別されたのである。大正時代を例にとると、賃金の階級は特等、一等、二等、三等、四等、五等、女子供の七段階に分かれており、労働力が劣る者が四等以下の賃金であった。特等から三等までは標準以上の労働力を提供できる者のなかで能力別という名目以外に、出身地による区別が存在した。一九一九（大正八）年には沖縄県出身者による賃上げストライキが発生していることから、同じ賃金労働者でも日本本土出身の出稼ぎ労働者とは異なる賃金階級であった状況が推察できる。それぞれの島民はヒエラルキーの範囲内で交わり、その力関係は子供たちに至るまで浸透していた。一九二八（昭和三）年の学校の集合写真には最前列に洋装の革靴を履いた社員の子供が座り、後ろに着物姿の子供たちが写っている。¹⁵ 服装から貧富の差が垣間見える。ただ、この貧しい子供たちも島外であれば学校に通うことすら難しい家庭環境の場合もあり、製糖会社が経営し、校長以下全職員が会社の職員として任用された島唯一の私立小学校が、子供たちに言葉

や習慣といった自分たちのルーツを封印する代わりに学問を授けたのである。なお、授業料は免除で、教材費も会社負担であった。階層社会の最下層に属する出稼ぎ労働者は沖繩島から来たものが多く、当時の沖繩では大人も子供もみな方言を使用していたため、標準語がまったく理解できない子供も珍しくはなかった。沖繩県下の学校では盛んに標準語励行が進められ、悪名高き「方言札」が用いられていたが、南大東島も例外ではなく、方言を使うと方言札を渡され罰を受けたため、子供たちは学校内では標準語で生活することを余儀なくされた。しかし、むしろ沖繩島より日本本土出身者と接する機会の多い島での生活では、標準語を身に着けるのは沖繩島より比較的容易な環境だったと考えられる。一九一五（大正四）年に南大東島を取材した琉球新報の記者はこう記述する。

各地からの寄合ではあるが、八丈島の方が多数を占めて居るから、氣質も風俗も自然八丈化して行くこと云って居る〔中略〕此処に来ては本島地方の移民でも、本県語は話さない、女は本県流の服装をして居るが、これも追々改めることだらう、若しも内地風と云う点から云ふなれば、南大東島が本県中最も進歩して居ると云える。¹⁶⁾

一九一〇（明治四三）年には合名会社玉置商会が設立され、玉置商会の事業は島の生活のすべてを網羅した。また、島民は生産した砂糖の販売も玉置商会に委託し、玉置商会は必要に応じて玉置紙幣

と呼ばれた南北大東島通用引換券を發行し、日用品などすべてのものを玉置商店の販売部を通じて販売する仕組みを導入したため貨幣は流通せず、島内ではすべてこの引換券で事足りるようになっていた。これは戦時中や植民地下での軍票のような仕組みであり、發行元である玉置照会に信用がなくなれば無価値となってしまうものであった。玉置商会は日用品の専売権と貨幣發行の権利を握り、また島内には銀行のような貯蓄機関もなかったため、玉置商会自体が島民の財布であり銀行であった。このように島民は懷を玉置商会に握られていたので玉置商会と一蓮托生となっていたのだが、この状態に不満や不安を抱く者は当然おり、琉球新報に次のような投書記事が載ったのもその表れである。

この様な大東島の貨幣は甚だ不安な代物である。これを以て自己の財産とすることは誰しも不安としなければならぬ。若し一朝にして玉置商会が破産でもするとなれば、此の代用券は古新聞の片れ端(ツマ)、価値に於て何等異なる処はない。だから島民に於ても無意識ながらも、代用券の交付には不満と不安を抱いている。¹⁷⁾

しかし玉置紙幣は労働者の流出を防ぎ、管理しやすくなるため、支配する側からすると非常に使い勝手がよかった。南北大東島と外部を結ぶ交通手段は、沖繩島から年に一回だけの定期運航する船を除いては、玉置商会が雇った船しかなく、乗船には許可が必要で自由に島へ出入りすることはできな

かったため、玉置紙幣の流通は労働力の困い込みにおいて有効であった。その一方で、会社に反抗的な島民には退島命令を出して島から追い出すことも行われた。玉置商会は国家による徴税と徴兵、警察以外の島内のあらゆる施政権を掌握し行使する民営の植民地を作り上げたのである。ただ、警察権については、玉置商会が政府にお金を払って請願巡査制度を利用して警官を派遣してもらっていた。請願巡査制度は警察官が特定の企業や個人の利益のために仕事をする仕組みで、その中立性はなきに等しく、そういった点からこの警察官もまた製糖会社の一員と同様であると言えよう。

実質的に島を支配し、強い影響力を発揮した玉置商会も、カリスマ的存在であった玉置が死亡すると状況が一変し、事業の才能に欠ける玉置の長男の放蕩三昧と兄弟間の財産相競争により経営を急速に悪化させるに至った。そして一九一六（大正五）年、東洋製糖株式会社に合併され、南北大東島における製糖事業の権利を全面的に委譲することとなった。新聞投稿の懸念が現実となったのである。

東洋製糖は南北大東島の経営権を譲り受けると、両島の払い下げを鹿児島大林区署に提出した。この払い下げ申請は玉置商会との譲渡契約に基づくものであったが、以前玉置商会からも同様の払い下げ申請があり、それは却下されていることから、沖縄県当局へ行政上の支障の有無に関して問い合わせを行い、慎重に対応が進められたようである。この問い合わせに対し、県当局は次のように回答している。

玉置の権利は当然製糖会社へ移り旧来の移住者をして一層不安固の感を深からしむる虞あり。
〔中略〕玉置及び東洋製糖会社並に同島移住者の三者の關係に付、円満なる解決を得べき様、十分
分攻究協議を重ねしむるの必要ある可く更に玉置家借地期限も今後尚ほ多くの年月を余せるよな
れば〔中略〕現借地許可期間中は其の儘差し置かれ度し。¹⁸⁾

しかしこうした県の意見や島民の反対に何ら影響されることなく、一九一七（大正六）年に島はま
ず玉置商會に払い下げられ、その半月後に同額で東洋製糖に転売されることとなった。

島民たちはこの吸収合併に猛反発した。玉置は島島開拓の際、島島移住者に対し、滿一五年以上島
島に定住し開墾事業に参加した者には五百坪の土地を与えるという口約束をしており、当時の島民に
よると南大東島の開拓者にも同様の口約束を行っていたよう¹⁹⁾で、玉置商會が東洋製糖に吸収合併され
ることによりその約束が反故にされ、自分たちの開墾した土地が売られてしまうとの懸念を抱き、
「共進會」という耕作地の権利保護を求める団体まで作つて抵抗した。しかし、島の所有権自体も東
洋製糖に移り、玉置商會の実施した各施策も東洋製糖に引き継がれ、一企業による完全私有化が完成
した。東洋製糖は本社を台湾の嘉義庁に置き、砂糖景気によつて業績を伸ばしていた製糖会社であつ
た。南北大東島の経営を手に入れたことで島では大資本経営が始まり、島民たちの自分たちの土地を
手に入れる夢は破れ、一企業に島全体が名実ともに支配されることとなった。

第一次世界大戦の好景気に乗じて事業拡大に突き進んでいた東洋製糖であったが、戦争の終結とともに訪れた深刻な不況の波の直撃により、沖縄や台湾の糖価の暴落が発生、深刻な痛手を負った。その後もこの状況からの回復はならず、大日本製糖株式会社と合併することとなった。一九二七（昭和二）年のことである。大日本製糖も東洋製糖と同じく大資本の製糖会社で、台湾に六つの工場を持ち、ほかに朝鮮、ジャワにも原料工場を有していた。これ以後太平洋戦争終結に至るまで南大東島は大日本製糖会社の経営する島となったのである。

会社経営の私立小学校も所有企業が変わっても継続していたが、一企業による植民地的経営の弊害も現れていた。島の人手不足は慢性化しており、人手不足を補うため重要な戦力であった子供たちは小学校を卒業すると、製糖会社の社員の子供は進学するが、農民の子供は会社の方針で進学を抑制されるようになった。大日本製糖時代には、進学希望者が出るとただちに島からの退去命令がでるか、²⁰進学者ひとりにつき割り当て地を一定分取り上げるなど、かなり直接的な方法で島民を押さえつけ、進学はかなりの代償を伴うことを知らしめ、進学断念を迫ったという。²¹生徒の父母の中には会社からの仕返しを恐れ、子供の進学をあきらめる者もでて、ある意味ではこの脅迫的島民幽閉策による労働力の確保は成功していたのである。その他、島への出入りを制限する渡島承認証なるものが発行され、会社の許可を必要とする制度が設けられるなど、島民の人権よりも会社経営の都合がすべてにおいて優先された。

このように、南大東島は沖縄県であるにもかかわらず、戦前まではほとんど沖縄の文化が浸透せず、沖縄の他地域から移住してきた人々は沖縄県人会を組織し、会員相互の親睦と相互扶助を行うほどであった。⁽²⁾このことから、島民たちには自分たちの住む南大東島が沖縄県であるという認識が欠けており、風俗、習慣、言語等に至るまで、八丈風であった。

三、土地所有権問題と日本復帰

戦後は、琉球列島米軍政府の命により、日糖工業株式会社（大日本製糖株式会社）が一九四三年に改称）の全資産は米軍に接収され、代わりに村制を施行されて警察署の設置によって島内の治安回復などの措置がとられた。会社が独占経営していた商店は村営商店となり、ここでの収益が村の財源に充てられた。また、沖縄地上戦により沖縄島および周辺離島では大部分の戸籍が消滅し、また南北大東島民はそれぞれの出身地に本籍を置いていたため、村制施行により、沖縄民政府総務部長より臨時戸籍事務取扱要綱が送付され、仮戸籍が整備された。ここに開拓以来四六年にわたった一企業による南北大東島への支配が終わり、初めての自治行政が誕生したのである。自治行政が存在しなかったことにより、税金を納入していても選挙権がないなどといった国民としての不利益をこうむっていた島民たちの前に、行政指導機関として沖縄民政府大東支庁が設置された。一企業独占の下、我慢を強

いられてきた島民の悲願である自治制度は、日本の敗戦によってようやくもたらされたのである。

しかし、一九五四（昭和二九）年には沖縄県出身者以外の奄美大島および八丈島出身者は外国人として登録することが義務付けられ、納税の義務はあるが選挙権はないという村制以前の状況に戻ってしまった。また被選挙権もないため、五名の議員が失格により辞職することとなり、混乱が発生した。在留許可の有効期限は二年で、有効期限が切れると逮捕や強制送還となる厳しい罰則が適用された。八丈島出身の開拓一世を始めとする八丈系島民は、長年生活してきた島で突然よそ者となったのである。このような処置は大きな反発をよび、島を引き揚げるものも出た。しかしその後、琉球列島への転籍が可能となったため、八丈島に本籍があつた八丈系島民は転籍届を提出し、ここで初めて戸籍上も沖縄県民となったのである。当時は開拓一世もまだ多く存命であつたが、島に残る多くの八丈系島民が沖縄への転籍を決めたことは注目に値する。八丈系島民の「特に抵抗を感じることもなかつたし、農地を維持するため必要なら変えようと思つた」という話からは、製糖工場の社員以外の島民にとつてはもとも大きな利権はなかつたこともあり、開拓から五〇年以上が経過し、互いの存在が当然かつ不可欠となつていたなかで、南北大東島の植民地的経営という人工的に作られた階層構造が崩れた後に、八丈島と沖縄の間の心理的垣根や対立を超えることは、比較的容易だつたのではないかという考察が可能である。特にこの時期、八丈系島民に雇われるだけであつた沖縄出身の出稼ぎ農業労働者が引き揚げていった八丈系島民の土地を引き継ぎ、小作農となつたケースも多かつたため、島

民の間の階層構造も実質的になくなっていったことも大きい。しかしながら、転籍によって名実ともに沖繩県民となった八丈系島民のなかには、依然として沖繩系島民を見下す者もあった。実際、八丈系島民と沖繩系島民との婚姻を避ける傾向があり、実際に婚姻する場合も、妻が沖繩系島民という形態が大多数を占め、嫁いだ沖繩系島民の妻は八丈系の言葉や文化を覚え、同化するための努力を必要とした。一方で、戦前から続く階層構造の瓦解に特に大きな影響を与えたのが、製糖会社の支配的経営から脱却し、自治と土地を得たと思っていた島民を再び苦しめた土地所有権問題の勃発である。

一九五一（昭和二六）年、日糖工業株式会社の調査団が南北大東島に来島し、調査を実施した結果、土地の所有権を主張し、ここに土地所有権紛争が勃発した。アメリカは戦後、日糖工業の全資産を接収したが、沖繩民政府は日糖工業に対し、島の土地は今もお引き続き大日本製糖（日糖工業の旧称）の資産であるとし、もし会社がその資産をもとに事業の再開を希望するのであればそれを許可すると伝達したのである。これに対して島民たちは沖繩民政府、沖繩群島政府、琉球政府宛てに村長の名のもとに陳情書を提出し、戦前の各会社による植民地的支配に耐え、開拓によって自ら苦勞して切り開いた土地であることを訴え、そもそも開拓民は玉置半右衛門による三〇年の借地期間が明けたあとは土地を分配するという約束で南大東島に来たのにもかかわらず、玉置商会の経営悪化により植民地的経営に取り込まれるに至ったのであり、島民に非はないと主張した。この陳情書には植民地的経営下の状況を奴隷的社会、人權蹂躪と指摘し、次のように記述して苦境に立っていた島民の心境を

代弁している。

絶海の孤島であるために当時の中央集権的政治がこの虐げられた庶民の上に保護政策があるう筈もなく、忘れられたこの島は飽くなき独占資本の猛威の下に放任されていたのである。この奴隷的な社会に、会社中心の文化の芽生えはあっても、それは必ずしも庶民文化ではなく、働けど働けど一向に楽にならない懐柔策として、常に島民の上に働きかけてきた。蔗作の強制、労働者の酷使、子弟進学の制圧等、少数の支配層と多数の被支配層の間には人権蹂躪が繰り返され、仮に理非を言おうものなら異端者として無下に退島命令等と厳しい致命的仕置きをされた。²⁸⁾

このような土地所有権に関する陳情を行うもなかなか状況は進展せず、ついに島民は全土地使用者が団結する土地所有権獲得期成会を結成し、南北大東島は日本本土復帰運動に沸き立つ沖縄島を尻目に、大日本帝国を象徴する植民地的支配と闘っていたのである。一九五六（昭和三一）年六月一〇日には、『NIPPON TIMES』に南大東島に関する記事が掲載された。「大東住民は諸島の日本への返還に反対する」と題された記事はこう述べている。

西太平洋における緑豊かな離島の指導者たちは、彼らがアメリカの管理下に残り、日本に戻らないことを要求している。「中略」大東はただちに日本に復帰すべきという日本の要求に反対を表明するため二二〇マイル西の沖繩へ一三人の代表団を送った。「中略」彼らは今、空前の砂糖ブームを満喫しており、日本復帰によって彼らが土地を失ったり減らしたりして、より低い経済水準となることを恐れている。²⁶

琉球王国時代の歴史を持たない大東諸島にとって、日本復帰に反対する理由は、こうした経済的理由に加え、日本復帰によって農地を製糖会社のものとする戦前の状況に戻ることを懸念するという南大東島独自の事情があった。そしてさらに日本に対する不信があることを記事では次のように述べている。

島民はまた、彼らは戦時中大東に駐屯した旧日本軍の第五大隊によってひどい扱いを受けたと述べた。「日本軍は戦争に負けた時に我々の良質な機器をすべて奪っていった」と大城医師は語った。²⁷

一三人の代表団には記事から判明しただけでも、南大東小中学校長の新城一由、医師（医介補）⁽²⁸⁾大城幸傳といった地元の名士が含まれており、この代表団の意見が文字通り島内を代表していたと考えることができる。記事の配信は沖縄の日本復帰を阻止したい琉球列島米国民政府の援護材料としての役割を期待されたものと考えられるが、南大東島島民の実際の要望があつてこそのものであった。なお、新垣、大城ともに沖縄出身者である。さらに、沖縄独立を主張する「沖縄人の沖縄をつくる会」には戦後、株主の七割弱を島民が占める形で設立された大東糖業株式会社の社長、宮城仁四郎（沖縄県大宜味村出身）が発起人に名を連ねており、南大東島における日本復帰反対はここから見えてくるのである。この紛争は結局一三年間にわたって続いたが、この問題が解決するきっかけをつくつたのはアメリカだった。一九六一（昭和三六）年に島を訪問したキャラウェイ高等弁務官⁽²⁹⁾に島民は土地問題を直訴したのである。これをきっかけに停滞していた交渉は動き始め、ついに一九六四（昭和三九）年米琉合同土地諮問委員会によって土地所有権は島民側に認定され、日糖工業の土地所有権は否定された。土地は土地所有権問題を訴える島民に完全に受け渡された。この全島挙げて島民が団結し、過去の圧政から自由を勝ち取るという成功体験は島民の一体感を完全なものにしたのである。

四、南大東島のアイデンティティ

前述のとおり、南北大東島における風俗、習慣、言語等は八丈島の影響が強い。大東神社で行われる南大東島最大の祭りである「豊年祭」では、御輿や山車が出て、江戸相撲が行われるといった八丈系文化が現在でも祭りのメインとして行われている。一方で江戸相撲のあとに沖繩角力(30)が行われるといった沖繩文化との融合もみられる。まだ八丈系島民も多かった時代では、主要な行事が八丈系島民を中心に行われ、沖繩文化の演目（演芸や踊り等）が沖繩系島民を中心に行われるといった流れになつていたという。豊年祭における公式記録には、江戸相撲の優勝者が昭和二十年代から記録されている一方で、沖繩角力の優勝者の記録は一九六三（昭和三八）年が最初である。そのため、この時期には正式な行事のひとつとして扱われていたと考えられる。現代ではすでに八丈系島民と沖繩系島民の婚姻も進み、区別なく、ともに楽しむ行事となつている。

一九八二（昭和五七）年には八丈島と南大東島は姉妹島縁組盟約を締結し、先代の偉業と開拓者精神を尊び、友好親善を行つている。今日では互いの方言や文化が混ざり合つて、大東独自の言い回しや文化となつて独自性を生み出している。南大東島は沖繩であつて沖繩でないという部分を自らのアイデンティティとして認識することで、「南大東島アイデンティティ」を誕生させたといつてよいのではないだろうか。実際、南大東島へ行くと、「いらっしやい」を意味する沖繩方言として有名な「めん

「それ」より八丈方言である「おじゃりやれ」の方が前面に出ている。これは南大東島の独自性を強調する、ある種の戦略的言語選択であるが、その一方で島民に実際に浸透もしている。また、大東太鼓と呼ばれる両面打ちの太鼓は、もとは八丈太鼓という八丈伝来の太鼓であり、八丈系島民の文化であった。今では太鼓の打ち手である子供たちはもちろん、指導者も沖繩系島民が担っている。八丈系島民が少数派となるなか、彼らの使った言語や文化の一部は確実に根付いている。もちろん数の力により沖繩方言を使用するようになったものもある。例えば沖繩の代表のお菓子である「サーターアンダギー」を八丈系島民はかつて「砂糖天ぶら」と呼んでいた。しかし今の南大東島において、特に若い世代にとってはその呼称は一般的とは言えない。このように明治になってから沖繩の一部として歩み始めた南大東島は、沖繩の他地域とはまったく異なる歴史と文化によって「南大東島アイデンティティ」を持つ島なのである。

五、おわりに

南大東村が発行する村勢要覧³¹には「本籍地別人口」という他の自治体では見られない項目が存在する。南大東村を本籍地とする島民は、全島民の半数以下の四六・七％であり、他府県に本籍地をもつ島民のなかでもっとも多い本籍は東京都である。さらに、人口に占める外国人は三三名（二一・六％）

であり、有名観光地とは言えず、また沖縄島からも遠く離れた不便さを考えると突出して多いといえる。村役場では役場の案内板に英語併記を行ったり、外国人の母親を持つ子供の言語発達を補完するため、保育園への早期入園制度を設けたりといった支援策を行っている。こうした柔軟な取り組みは百年以上前の明治時代から実質的な多文化共生の場であった南大東島の特徴のひとつであると考えられる。辺境の離島にありながら、様々なバックグラウンドをもつ人々が集う島の文化は、これからも多様な文化を取り込み重層化し変化していくと考えられる。一企業による植民地的支配の歴史がその素地を作ったのは皮肉であるが、南大東島アイデンティティの存在がより明確になることで、沖縄における複数のアイデンティティについて研究することに大きな意義があることを示している。しかしながら、本稿では「移民」同士の関係が集団に与えている実態や、歴史のなかのアイデンティティ形成に関わる各トピックスに対する検証が不十分であった。今後の課題として精査を行う必要がある。また北大東島、沖大東島での考察も進め、「大東諸島アイデンティティ」分析につなげたい。

【註】

- (1) 綾部恒雄『現代世界とエスニシティ』（弘文堂、一九九三年）一三頁。
- (2) エリクソン・H・エリク『自我同一性』アイデンティティとライフサイクル（誠信書房、一九七三年）一一二頁。
- (3) 東江平之『沖縄人の意識構造』（沖縄タイムス社、一九九一年）一〇三―一〇八頁。
- (4) 伊波普猷「序に代へて 琉球処分は一種の奴隷解放也」喜舎場朝賢『琉球見聞録』（至言社、一九七七年）六頁。
- (5) 新川明『反国家の兇区―沖縄・自立への視点』（社会評論社、一九九六年）七―八頁。
- (6) 琉球新報 二〇一六（平成二八）年六月一三日「県内四一首長アンケート」では米軍属の男による女性暴行事件の発生を受けて事件に抗議する県民大会に向けて、参加の意思や日米協定の在り方について質問しており、全面撤退の回答は一名である。大幅削減の回答二〇名を含むと多数派となるが、自治体ごとに温度差があることがわかる。また県民大会への出席も米軍普天間飛行場の県内移設断念などを盛り込む見込みの大会決議内容が一方的などとして自民県連は出席しなかった。
- (7) 「平成二六年一月一六日執行 沖縄県知事選挙 開票速報」『知事選開票確定』（沖縄県選挙管理委員会）
- (8) Matthaus Merian, "India Orientalis et Insulae Adiecentes (with early location of Northwestern Australia)", 1638. など多くの地図で Amsterdam の東に Las dos Hermanas（ふたりの姉妹）の記載もあり、名前から二

島であると考えられるため、こちらが南北大東島である可能性もあるが、地図そのものの正確性が低いため、断定できない。

(9) 「ボロジノ」表記は現在の南大東島でもたびたび使用されている。南大東島在住の女子小中学生による沖縄民謡のグループは特に有名で、その名を「ボロジノ娘」という。沖縄民謡の旋律に八丈方言と沖縄方言が混在する「大東方言」を載せて、琉装で歌うのが特徴。

(10) 南大東村誌編集委員会『南大東村誌（改訂）』（南大東村役場、一九九〇年）六九頁。

(11) 海軍省医務局『海軍医事報告撮要 二二』（海軍省医務局、一八九三年）九三―九九頁。

(12) 百瀬孝編『戦前期領土問題資料集 第四卷 日韓合邦小史、大東島誌』（クレス出版、二〇二三年）「大東島誌」二二―二三頁。

(13) 平岡昭利『アホウドリと「帝国」日本の拡大 南洋の島々への進出から侵略へ』（明石書店、二〇一三年）二二―二七頁。

(14) 東京都八丈島八丈町教育委員会編著『八丈島誌』（東京都八丈島八丈町役場、一九七三年）三五九―三六一頁。

(15) 南大東村立南大東小・中学校編『南大東小・中学校創立八〇周年四〇周年記念誌』（創立80周年40周年記念事業期成会記念誌編集部、一九八九年）一〇三頁。

(16) 琉球新報 一九一五（大正四）年七月二日「大東島紀行（七） 竹雨生」

- (17) 琉球新報 一九一五(大正四)年七月一日付「大東島落穂拾い、日用品売買取引と代用券の発行高」
- (18) 琉球新報 一九一六(大正五)年八月一九日付「大東島払下の回答」
- (19) オキナワグラフ社「オキナワグラフ一九七〇年四月号」「生きた開拓史そのままに 島とともに六〇年 西村永助さん」(オキナワグラフ社、一九七〇年) 二二頁 西村永助氏(当時七八)は八丈系島民である。
- (20) 奥平一「大東島の歩みと暮らし―北大東島を中心に」(ニライ社、二〇〇三年) 七五―七七頁。
- (21) 勇知之「南ポロヂノ島―南大東島の開拓と歴史」(華書房、一九七五年) 六一頁。
- (22) 南大東村誌編集委員会、前掲書、一九九〇年、一三八頁。
- (23) 大正一四年生まれの元島民からの聞き取りによる(二〇一〇年九月 沖縄県八重瀬町で実施)
- (24) 米軍占領下の沖縄における度重なる住民統治機構の変化によって、それぞれに行うこととなったと考えられる。
- (25) 一九五一(昭和二六)年七月二日 第一回土地所有権問題の陳情書
- (26) "Dato Inhabitants Oppose Return of Isles to Japan" [NIPPON TIMES] June 10, 1956. 訳は筆者による。
- (27) 同右
- (28) 太平洋戦争での地上戦により医療従事者の多くが亡くなったため、医療体制が崩壊したことを受けて奄美・沖縄・宮古・八重山の四群島に導入された代用医者制度。衛生兵や医師助手など医療関連の経験を持つ者を講習会を経て診療行為に従事できるようにした。奄美群島では日本復帰により制度が廃止されたが、

離島の多い沖縄県においては日本復帰後も制度が維持され、最後の医介補の宮里善昌氏が二〇〇八年に廃業するまで継続した。

(29) キャラウェイ高等弁務官 (Paul Wyatt Caraway) (在任一九六一～六四) は「キャラウェイ旋風」と呼ばれた強権発動を繰り返し、「沖縄の自治は神話にすぎない」発言や本土との離日政策を強行するなど、沖縄県では最も嫌われた高等弁務官として有名であるが、南大東島では土地問題解決に尽力したとして胸像が作られるほどの扱いをうけている。

(30) 沖縄角力は琉球王国時代から続く沖縄伝統の格闘技のひとつである。お互いに四つに組んでから、技を掛け合い、相手の背中(両肩)を地面につけることで勝敗が決まる。江戸相撲と異なり、裸に廻しをつけるのではなく、柔道着に似た服を着て行う。

(31) 南大東村役場編『平成二八年度村勢要覧』(南大東村役場、二〇一六年) 四〇頁。なお、南大東村の人口は二〇一五年(平成二七)年四月時点で二二七七名である。

【参考文献】

東江平之『沖縄人の意識構造』沖縄タイムス社、一九九一年

綾部恒雄『現代世界とエスニシテイ』弘文堂、一九九三年

新川明『反国家の兇区―沖縄・自立への視点』社会評論社、一九九六年

勇知之『南ポロチノ島―南大東島の開拓と歴史』葦書房、一九七五年

井谷泰彦『沖繩の方言札 さまよえる沖繩の言葉をめぐる論考』ボーダーインク、二〇〇六年

エリクソン・H. エリク（小此木啓吾訳）『自我同一性』アイデンティティとライフサイクル』誠信書房、

一九七三年

オキナワグラフ社『オキナワグラフ 一九七〇年四月号』オキナワグラフ社、一九七〇年

奥平一『大東島の歩みと暮らし―北大東島を中心に』ニライ社、二〇〇三年

海軍省医務局『海軍医事報告撮要 二二』海軍省医務局、一八九三年

城間雨邨編『南大東島開拓百周年記念誌』南大東村役場、二〇〇一年

創立百周年六十周年記念誌部会編『南大東小学校創立百周年南大東中学校六十周年記念誌』南大東小学校創立百

周年南大東中学校六十周年記念事業実行委員会、二〇〇九年

高橋順子『沖繩「復帰」の構造 ナショナル・アイデンティティの編成過程』新宿書房、二〇一一年

大東糖業三〇年の歩み編集委員会編『大東糖業三〇年の歩み』大東糖業株式会社、一九八二年

東京都『江戸時代の八丈島』東京都、一九六四年

東京都八丈島八丈町教育委員会編著『八丈島誌』東京都八丈島八丈町役場、一九七三年

中井精一・東和明・ダニエル ロング編著『南大東島の人と自然』南方新社、二〇〇九年

平岡昭利『資料「大東島取調書」』長崎県立大学経済学部学術研究会、一九九四年

平岡昭利『アホウドリと「帝国」 日本の拡大 南洋の島々への進出から侵略へ』明石書店、二〇一三年

平山清武編『沖縄の医療と保健』徳明会、一九八七年

南大東村役場編『平成二八年度村勢要覧』南大東村役場、二〇一六年

南大東村立南大東小・中学校編『南大東小・中学校創立八〇周年四〇周年記念誌』創立八〇周年四〇周年記念事業期成会記念誌編集部、一九八九年

南大東村誌編集委員会編『南大東村誌（改訂）』南大東村役場、一九九〇年

百瀬孝編『戦前期領土問題資料集 第四巻 日韓合邦小史、大東島誌』クレス出版、二〇一三年

【新聞】

琉球新報 一九二五（大正四）年七月一日付「大東島落穂拾い、日用品売買取引と代用券の発行高」

琉球新報 一九二五（大正四）年七月二日「大東島紀行（七） 竹雨生」

琉球新報 一九二六（大正五）年八月二九日付「大東島払下の回答」

琉球新報 二〇一六（平成二八）年六月二三日「県内四一首长アンケート」

[NIPPON TIMES] "Dato Inhabitants Oppose Return of Isles to Japan" June 10, 1956.

【ウェブサイト】

「平成二六年一月一六日執行 沖縄県知事選挙 開票速報」『知事選開票確定』（沖縄県選挙管理委員会）
http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/senkan_j/event/tjisen/h26tjisen.html（参照 平成二八年七月三〇日）

【地図】

Matthaus Merian “India Orientalis et Insulae Adiecentes (with early location of Northwestern Australia)” 1638.